令和5年8月号

## e~ろうむ.net

(い い 労 務)

い、必要に応じて見直すなどが必要だったとするものが あります。

連絡先:〒160-0023

電 話: 03-6304-2745

FAX: 03-6304-2744

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

e - m a i 1 : info@e-606.net

また裁判長は、今後、事案の積重ねを通じて指針や基準が形作られることに期待したいとしています。

### 仕事と育児の両立支援、企業の半数が「業務に支障 あり」~東京商工リサーチの調査より

東京商工リサーチは、全国の企業を対象に「少子化対策」に関するアンケート調査を実施し、結果を公表しました。政府が進める少子化対策のうち、仕事と育児の両立支援について、企業の半数が「業務に支障が出る」と回答する結果となっています。調査はインターネットにより実施し、有効回答 5,283 社を集計、分析したものです。※調査期間は令和5年6月1日~8日。資本金1億円以上を大企業、1億円未満(個人企業等を含む)を中小企業と定義。

## ◆少子化対策の導入で「業務に支障が出る」と回答した企業は約半数

「少子化対策として、3歳までの子どもを持つ従業員の在宅勤務やフレックスタイム制の適用、就学前までの残業免除権の拡大などが検討されています。導入した場合、貴社の業務に支障が出そうなものは次のどれですか?(複数回答)」の質問に対し、「3つの選択肢のうち1つ以上支障が出る」との回答が、全企業の49.9%でした。「支障あり」と回答した企業を規模別に見ると、「資本金1億円以上(大企業)」が51.9%、「同1億円未満(中小企業)」が49.6%と、大企業が2.3ポイント程度上回っています。

#### ◆従業員が少ないほど「業務に支障あり」が 低い傾向

従業員数別では、「支障あり」と答えたのは「300人以上」(59.7%)が最多でした。一方「5人未満」は

25.7%で、「300人以上」と34.0ポイントもの差が見られました。従業員数が少ないほど「支障あり」と回答した企業の割合が低い結果となっています。この結果について東京商工リサーチは、「中小・零細企業は、従業員の高齢化や採用難などで少子化対策の両立支援策が必要な年代が少ないことも要因と思われる。支援策が広がると従業員が育児に取り組みやすくなる一方、中小・零細企業では出産・育児を行う世代の雇用をさらに抑制することが危惧さ

# ◆産業別の最多は「製造業」、業種別の最多は「学校教育」

産業別では、「支障あり」と答えた企業は「製造業」 (55.3%) が最多で、次いで「建設業」が52.8%、 「小売業」が52.4%と、これら3産業では過半数を 占めています。

また、業種別(母数 10 社以上)では、「支障あり」 が最も高かったのは「学校教育」の 81.8%でした。

#### 【株式会社東京商工リサーチ】

れる」と分析しています。

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1197745\_1527.html

#### 8月の税務と労務の手続提出期限[提出先・納付先] |10日

- ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便 局または銀行]
- ○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分
- > [郵便局または銀行]
- ○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- ○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- □ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告計書の提出 [公共職業安定所]
- ○外国人雇用状況の届出(雇用保険被保険者でない 場合)<雇入・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### 性的少数者のトイレ使用制限に関する最高裁の初判 断が示されました

#### ◆国の対応を違法とする初判断

7月11日、戸籍上は男性で性同一性障害の経済産業省職員に対するトイレの使用制限について、最高裁第3小法廷は国の対応を「裁量権の範囲を逸脱し違法」とし、制限を不当と判断しました。

この制限は、女性トイレ使用に関する要望を受けて開かれた職員向け説明会でのやり取りを踏まえ経済産業省が決定したもので、下級審では判断が分かれていました。

#### ◆判断理由

最高裁は「他の職員への配慮を過度に重視し、原告の不利益を不当に軽視するもので、著しく妥当性を欠く」とし、理由を次のように挙げています。

- ① 女性ホルモンの投与や≪…略…≫を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている
- ② 女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない
- ③ 数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない
- ④ 約4年10カ月の間に、上告人による本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない

#### ◆今後の対応

裁判官の補足意見には、使用制限について、当初の必 要性は認めつつ、教育等により理解を得るための努力を行